

○京都市敬老乗車証条例（令和5年10月1日施行）

平成17年3月25日

条例第87号

改正 平成18年12月28日条例第22号

改正 令和3年11月15日条例第13号

京都市敬老乗車証条例

（目的）

第1条 この条例は、敬老乗車証（運賃を支払うことなく、又はその券面額に応じて高齢者が公共交通機関の一部を利用することができる証票をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めることにより、高齢者の社会参加を支援し、もって高齢者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（敬老乗車証の種類）

第2条 敬老乗車証の種類は、第1種敬老乗車証、第2種敬老乗車証及び敬老乗車券とする。

（敬老乗車証の交付対象者）

第3条 第1種敬老乗車証又は敬老乗車券の交付の対象となる者は、本市の区域内に住所を有する75歳以上の者（次条第3項の規定による通知をした日（以下「通知日」という。）の属する年度分（通知日が4月1日から6月30日までの間にある場合にあつては、当該通知日の属する年度の前年度分）の地方税法（以下この項において「法」という。）第5条第2項第1号に規定する市町村民税（特別区が法第1条第2項の規定により課する同号に規定する市町村民税を含む。以下「市町村民税」という。）が課されている者であつて通知日の属する年の前年（通知日が1月1日から6月30日までの間にある場合にあつては、当該通知日の属する年の前々年）の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が7,000,000円以上であるもの及び別に定めるものの交付を受けている者を除く。）とする。

2 第2種敬老乗車証の交付の対象となる者は、前項の規定による第1種敬老乗車証の交付の対象となる者のうち、北区、左京区、右京区、西京区及び伏見区の区域内で別に定める地域内に住所を有するものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請があつた場合において、交付申請者が敬老乗車証の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）であると認めるときは、敬老乗車証を交付する旨を決定し、その旨を交付申請者に通知しなければならない。

(敬老乗車証の交付)

第4条 敬老乗車証の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 前項の場合において、交付申請者は、第1種敬老乗車証（交付申請者が、第2種敬老乗車証の交付の対象となる者である場合にあっては、第2種敬老乗車証を含む。）又は敬老乗車券のいずれか一方の交付を申請することができる。

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、交付申請者が敬老乗車証の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）であると認めたときは、敬老乗車証を交付する旨を決定し、その旨を交付申請者に通知しなければならない。

(負担金)

第5条 前条第3項の規定による通知を受けた交付申請者は、敬老乗車証の交付を受ける際、敬老乗車証の交付に係る事業に充てるために負担すべき費用として別表第1に掲げるもの（以下「負担金」という。）を納入しなければならない。ただし、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者その他別に定める者が、第1種敬老乗車証又は第2種敬老乗車証の交付を受けようとする場合は、この限りでない。

(負担金の還付)

第6条 既納の負担金は、還付しない。ただし、敬老乗車券を所持する交付対象者が、当該敬老乗車券が不要であるとして負担金の払戻しを請求するときその他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(手数料)

第7条 市長は、負担金を還付する場合は、520円の範囲内において別に定める手数料を徴収することができる。

(負担金の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、第1種敬老乗車証又は第2種敬老乗車証の交付を受けようとする者の負担金を減額し、又は免除することができる。

(有効期間)

第9条 第1種敬老乗車証及び第2種敬老乗車証の有効期間は、別表第2のとおりとする。

2 敬老乗車券については、有効期間を定めない。

(通用区間)

第10条 第1種敬老乗車証を利用することができる区間は、別表第3のとおりとする。

2 第2種敬老乗車証及び敬老乗車券を利用することができる区間は、別に定める。

(譲渡、貸与等の禁止)

第11条 敬老乗車証の交付を受けた者は、これを譲渡し、貸与し、又は担保に供してはならない。

(敬老乗車証の返還)

第12条 敬老乗車証の交付を受けた者は、交付対象者でなくなったときは、当該敬老乗車証を市長に返還しなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者に対し、敬老乗車証の返還を命じることができる。

(1) 前条の規定に違反した者

(2) 不正の手段により敬老乗車証の交付を受けた者

(委任)

第13条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 敬老乗車証の交付その他これを交付するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成18年12月28日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年11月15日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 この条例の公布の日

(2) 第1条、附則第3項、第5項、第6項 (京都市乗合自動車旅客運賃条例 (以下「乗合

自動車条例」という。)第12条第1項第3号の改正規定中「本市の区域内に住所を有する70歳以上の者(「及び「に限る。)」を削る部分に限る。)及び第7項(京都市高速鉄道旅客運賃条例(以下「高速鉄道条例」という。)第10条第1項第3号の改正規定中「第2条第1号」を「第2条」に改める部分を除く。)の規定 令和4年10月1日

(3) 第2条並びに附則第4項、第6項(乗合自動車条例第12条第1項第3号の改正規定中「本市の区域内に住所を有する70歳以上の者(「及び「に限る。)」を削る部分を除く。)及び第7項(高速鉄道条例第10条第1項第3号の改正規定中「第2条第1号」を「第2条」に改める部分に限る。)の規定 令和5年10月1日

(準備行為)

2 敬老乗車証(運賃を支払うことなく、又はその券面額に応じて高齢者が公共交通機関の一部を利用することができる証票をいう。)の交付その他これを交付するために必要な準備行為は、第1条及び第2条の施行前においても行うことができる。

(交付対象者に関する経過措置)

3 昭和27年10月1日以前に生まれた者に関する第1条の規定による改正後の京都市敬老乗車証条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第1号の規定の適用については、同号中「75歳」とあるのは、「70歳」とする。

4 昭和31年10月1日以前に生まれた者に関する第2条の規定による改正後の京都市敬老乗車証条例第3条第1項の規定の適用については、同項中「75歳」とあるのは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる字句とする。

昭和28年10月1日以前に生まれた者	71歳
昭和28年10月2日から昭和29年10月1日までの間に生まれた者	72歳
昭和29年10月2日から昭和30年10月1日までの間に生まれた者	73歳
昭和30年10月2日から昭和31年10月1日までの間に生まれた者	74歳

(負担金に関する経過措置)

5 有効期間の満了の日が令和5年9月30日である第1種敬老乗車証及び第2種敬老乗車証に関する改正後の条例別表第1の規定の適用については、同表中「9,000」とあるのは「6,000」と、「15,000」とあるのは「10,000」と、「30,000」とあるのは「20,000」と、「45,000」とあるのは「30,000」とす

る。

(関係条例の一部改正)

6 乗合自動車条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「条例」の右に「又は他の条例」を加える。

第12条第1項第3号中「本市の区域内に住所を有する70歳以上の者(」を削り、「第2条

第1号」を「第2条」に改め、「に限る)」を削る。

第13条第1項中「回数券」の右に「並びに京都市敬老乗車条例の規定により交付された敬老乗車券(同条例第2条に規定する敬老乗車券をいう。以下同じ。))」を加え、同条第2項前段中「の乗車券」を「の普通券又は回数券」に改め、同項後段中「追徴又は払いもどしする」を「追徴し、又は払戻しをする」に改める。

第15条第1項中「乗車券の様式を変更した」を「乗車券(敬老乗車券を含む。次条において同じ。)の様式に変更があった」に、「又は回数券」を「若しくは回数券又は京都市敬老乗車証条例の規定により交付された敬老乗車券」に、「使用し、又は新乗車券との引換えを請求する」を「使用する」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 乗車券の様式に変更があった場合は、その変更前に発売した普通券又は回数券を所持する旅客は、新乗車券との引換えを請求することができる。

7 高速鉄道条例の一部を次のように改正する。

第10条第1項第3号中「本市の区域内に住所を有する70歳以上の者(」を削り、「第2条

第1号」を「第2条」に改め、「に限る)」を削る。

別表第1（第5条関係）

種類	区分	負担金
第1種敬老 乗車証 及び第2種敬 老乗車 券	通知日の属する年度分の市町村民税が課されていない者又はこ れに準じる者として別に定めるもの	円 9,000
	通知日の属する年度分の市町村民税が課されている者であって 通知日の属する年の前年の合計所得金額が2,000,000円 未満であるもの又はこれに準じる者として別に定めるもの	15,000
	通知日の属する年度分の市町村民税が課されている者であって 通知日の属する年の前年の合計所得金額が2,000,000円 以上4,000,000円未満であるもの	30,000
	通知日の属する年度分の市町村民税が課されている者であって 通知日の属する年の前年の合計所得金額が4,000,000円 以上7,000,000円未満であるもの	45,000
敬老乗車 券		5,000円 以下の範囲内 で別に定める 額

備考

- 1 第1種敬老乗車証及び第2種敬老乗車証の有効期間が6箇月を超えない場合の負担金は、この表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。
- 2 通知日が4月1日から6月30日までの間である場合におけるこの表の適用については、同表中「年度分」とあるのは「前年度分」とする。
- 3 通知日が1月1日から6月30日までの間である場合におけるこの表の適用については、同表中「前年」とあるのは「前々年」とする。

別表第2（第9条関係）

区分		有効期間
通知日が1月1日から6月30日までの間及び10月1日から12月31日までの間である場合		通知日の翌日からその日以後最初に到来する9月30日まで
通知日が7月1日から9月30日までの間である場合	第1種敬老乗車証又は第2種敬老乗車証の交付を受けようとする者が有効期間の初日を通知日の翌日とすることを希望する場合	通知日の属する年の10月1日から翌年の9月30日まで
	第1種敬老乗車証又は第2種敬老乗車証の交付を受けようとする者が有効期間の初日を通知日後最初に到来する10月1日とすることを希望する場合	

別表第3（第10条関係）

区分	区間
本市乗合自動車	本市乗合自動車の全区間
本市高速鉄道	本市高速鉄道の全区間
道路運送法第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者であって別に定めるものが運行する事業用自動車（同法第2条第8項に規定する事業用自動車をいう。）	別に定める。
道路運送法第79条の規定による登録を受けた者（道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号）附則第5条の規定により道路運送法第79条の登録を受けたものとみなされる者を含む。）であって別に定めるものが運行する自家用自動車（同法第78条に規定する自家用自動車をいう。）	